

令和2年12月号

特



都市自治体の 地域公共交通政策

本年5月「地域公共交通活性化再生法」をはじめとした地域公共交通関連法が改正され、6月に公布されました。住民の移動手段の確保に向けて市区町村の主体的な関与が期待されていますが、人口減少の本格化などに伴い、従来型の公共交通の維持・確保が厳しさを増し、地方圏に限らず大都市圏の都市自治体においても、路線バスの廃止や減便、公共交通の空白地域などが多く発生しています。

今回の特集では、改正された地域公共交通関連法の内容とそれを踏まえた現状の課題、都市自治体に求められる地域公共交通政策などについて、学識者よりご寄稿いただきました。また、市民、交通事業者、その他関係者と協働しながら、地域交通網の維持、コミュニティバスの運行、デマンド交通の導入、まちづくりと一体となった交通施策の推進など、地域の実情と環境に応じた公共交通政策を進める都市自治体の具体的な取り組み・事例を紹介します。

寄稿]

都市自治体に求められる地域公共交通政策 一地域公共交通関連法改正をどう生かすか 福島大学経済経営学類准教授 吉田 樹

寄稿 2

市民のライフステージ、 地域特性に応じた地域公共交通網の構築 常陸太田市長 大久保太一

寄稿3

名古屋市のモビリティ政策 名古屋市長 河村たかし

寄稿 4

新たな公共交通「さいかいスマイルワゴン」 ~市民の生活の足を確保するために~



都市自治体に求められる地域公共交通政策 地域公共交通関連法改正をどう生かすか

福島大学経済経営学類准教授

吉田 樹いつき



都市自治体の地域公共交通と近年の変化

を求めることで路線網を確保するというもの 開発とを一体に進めた大手私鉄の存在や、地 現状にある だけで地域公共交通を維持することが難しい 越した地方都市では、 く広げることにも作用し、 のモビリティが高まったことは、 であり、 収益を不採算路線の維持に充てる「内部補助 のエリア独占を認める代わりに、 合バス事業を例に挙げると、 算を基本とする維持形態が貫かれてきた。 行ったことなどを背景に、民間企業の独立採 方においても交通事業者が地域の観光開発を しかし、 が国の公共交通は、鉄道網の整備と沿線 モータリゼーションが進展し、 先進諸国でも稀な手法が採られた。 交通事業者の自助努力 自家用車利用が卓 国が交通事業者 市街地を薄 採算部門の 市民 乗

の維持を判断する主体は地方自治体に委ねら制緩和(平成14年)で否定され、地域公共交通内部補助の制度自体は、乗合バス事業の規

れたが、 共交通政策を立案し、実行することが求めら 民や利用者代表らが「対話」しながら、地域公 協議会構成員の参加応諾義務や結果尊重義務 共交通網形成計画(1)の策定が可能になり、 基づけば、乗合型の公共交通(乗合バス、デ れている。 も担保された。地方自治体と交通事業者、 化法の協議会機能を組み込むことで、 化法)」が施行され、 は「地域公共交通活性化・再生法(以下、 設定できるようになった。また、平成19年に マンド交通など)の運行形態や運賃を柔軟に 会議」が制度化(平成18年)され、その合意に 道路運送法に基づく「地域公共交通 地域公共交通会議に活性 地域公 活性 市

の黒字路線や高速バス、貸切バスなどの収益 市町村を中心に設置が進み、地域公共交通網形成計画の策定は606件(本年9月末)を数 形成計画の策定は606件(本年9月末)を数 ある。大都市近郊の乗合バスには、不採算路 ある。大都市近郊の乗合バスには、水洋算路 ある。大都市近郊の乗合バスには、地方部の 活性化法に基づく法定協議会は、地方部の

た路線バスの減便が首都圏でも散見されるようになった。 ようになった。 から内部補助することが事実上可能であった なても維持されてきた(「補助なし不採算路 は、生産年齢人口の減 ス・タクシーの運転士は、生産年齢人口の減 ス・タクシーの運転士は、生産年齢人口の減 かもさることながら、実労働時間の割に給与 小準が低いとされ(2)、運転士不足を理由と した路線バスの減便が首都圏でも散見される ようになった。

表 地域公共交通関連法の改正案・主な変更点

地域公共交通計画 (改正前の地域公共交通網形成計画) 策定の努力義務化

- ●原則全自治体が策定: 複数市町村での策定を推進。 複数市町村が都道府県に対して広域の計画策定を 求めることが可能に。
- 乗合バス運行費補助との連動化:地域公共交通計画での記載が補助要件に。
- 計画策定後のマネジメント:利用者数、収支を標準指標としたモニタリングを求める。

「地域公共交通利便増進事業」の創設

- 独占禁止法特例法:乗合バス事業の「共同経営」が可能に。
- 地域公共交通利便増進実施計画: 改正前の「地域公共交通再編実施計画」の対象を広げ、複数路線の等 間隔運行(減便を伴うものも可)や、乗合型の公共交通以外の「協議運賃」が事実上可能に

「輸送手段の総動員」と技術革新への対応

- ●輸送資源の総動員:従来からの公共交通、自家用有償旅客運送に加え、学校・福祉・商業施設などへの 送迎車両の活用も視野に入れることを明記。
- 地域旅客運送サービス継続事業:乗合バス事業者の維持困難の申し出に対する代替輸送サービスの確 保特定事業化。
- ●自家用有償旅客運送に関する制度変更 (注)
- 交通空白地有償運送 (仮称) と福祉有償運送 (仮称) に市町村運営有償運送を編入。
- 交通事業者協力型自家用有償旅客運送の創設 (交通事業者が整備管理に関わることで登録期間を5年 に伸長)。
- 交通空白地有償運送(仮称)は、旅客の名簿作成不要に。
- 地域公共交通計画に種別、実施主体、路線・区域、旅客の範囲について記載があれば、自家用有償旅 客運送の実施について協議が調ったものと見なされる。

モ 協 0)

ビリティ

ゖ 調

Ì 和 地

ビスの

創

. が 求

Ø

B

れる。

議会との であるが、

を 域

図り、

地 出

域 計

0

実情

馴

染し

公共交通

画

●新モビリティサービス事業計画:運賃届出のワンストップ化。

(注) 道路運送法施行規則改正案 (令和2年9月) 時点の内容

標準的 も可能であ 増やす場合、 が、 もることもあり得る マ フ 行費の国 が努力義務 地 イ ネジメント 0 域 収支の 策定が必須となる。 1 ĺ 公共 なモニ ダ に 庫 交通 改善 化さ 補助 補助 現 収支に関わる目標を下方に見積 タリン が重視され、 在 れ、 計 は目 系統 金 0) 画 地 グ指 に改 地域間幹線系統、 ほ 的ではな 数年後には、 域 を申請する場合、 公共交通 か また、 称、 標に位置付けられ 利用者数や収支が 計 各自 画 過網形成 期 計 運行回 乗合バ 治体 間 画策定後 中 \dot{o} 地 \ddot{o} 計 改定 数を ス運 策定 同 域 画 る 計 内 は

関連

法法は、

年

0

通常国

一会で成

11 公共

月 27 日

行

され

る 本

ことになった。

筆者が考える主な

活性化法をはじめとした改正

地域 立

交通

地域公共交通関連法などの改正

地

公共

穴交通政策

立案と実

行

は、

都 併

市 せ、

卷

でも必要性

が増

じて 策の 確保などの

政

策課

題

13

応えることとも

変更点は表に示する点である。

通再 価方式によらない運賃の立案が可能になる。 必要経費に利潤 適用されるほか、 量を減ら で認定申請できる特定事業に 東ねる」ことで利便性を高める取り組みにも [便增進事業] 2 に、 編事業」に代わるものだが、 Ĺ 地 つ う、 域公共交通 が加わる。 を加えて運賃を決める総 乗合型の公共交通以外でも、 複数の路線や交通事業者を 計画 従来の を策定すること 地域公共交通 サー 「地域 -ビスの 以公共交 括 原

また、 調 イ 地 整 同 ス路 ヤ 方自治体がこれまで関与しにく を活性化法の 日 調 れた「共同経営計画」 独占禁止法特例法も本年 から 整を提案 線 の運行間 10年間 複数事業者の運賃や運行 しゃ 協議会で図ること 0) 隔平 時限立法 すくなる。 - 準化や、 $\overline{\mathcal{O}}$ 作成を目)され、 11月27日に 事 r業者間 か が 指 同 9 回 た で 法

> 更され を立案するための協議会制度も創設される。 め たなモビリティサー 地域公共交通会議などで調整を図る 象とする旅客の ほ 公共交通 13 運送 0 か、 もしくは、 新 になる。また、 e V 空白 あるかを問 ても、 自 いことに改めら る。 モビリティ 仮 家用 地有償運送は、 計 **仏称**。 従 画 来の 活 有償 福祉有償運送 \overline{O} 範 性 わず、 現 対象にすることが推奨され 市町 在の公共交通空白地 囲に応じて、 旅客運送に関 化 サ M a 法に ビスの導入促進を図る ービス事業計画」 制度 村運営有償運送は、 九 aSをはじめとした新 、基づく協議会や 地方自治体が運行 上は対象旅客を (仮称)に 限定する場合 する制度が 交通空白 編入さ 「引き算 とそ 有償 地 地 ñ 限 運 る

定しな 体で 交通 償 送

よる運賃届け

出

のワンスト

ツ

プ化を図るも や活性化法

同

事

ず業計

画

は、

複数

0

交通

モ

1

F

や事業者

黒字バ 施行 0 ことを前提に、 に定めら タ

公共交通 制 改正法の視点を先取 都市自治体の公共交通施策 現 度改正により 行制度下でも可 関 わる近年の 「実現できること」 りし

は、

ことを敢えて明文化 産を 青森県八戸 る 減 B すと いう発 Ļ 想で 能なもの 先 法改正は、 実施 行事 だされ があ 例 が こう るこ 直 る。 0 面 ح 地 中 公 域

障

市 (人口約23万人) は 地 域

第3に、

乗合型の公共交通以

外

0

移

動

手

段

は増加し、黒字に転換した年度もある。 の実施で、 線バスを10分間隔(平日昼間)に平準化、 北自動車南部支社 共交通会議が介在し、八戸市交通部と岩手県 は71便から54便に減少したが、 えるケースも3割弱になった(4)。 ケースが全体の2割を占めた一方、 イヤが設定され、 けている。実施前は、事業者・系統ごとにダ 行回数を減らす「共同運行」を平成19年から続 八戸駅と同市中心街との間を運行する路 同時間帯に八戸駅を発車する便数 前便との間隔が3分以内の (南部バス) 年間利用者数 の2社を対象 共同運行 10分を超 総運

賃 れた (5) 0 ŋ 続が困難と見込まれる路線」である場合に限 供との両立が図られる可能性がある。 が風穴を開けることになった。 弊害は認められず、 の総量が減少しても、需要が増加し、 字路線や黒字事業者を交えた調整は困難とさ 行った八戸市は共同運行を実現できたが、黒 在した。そのため、不採算路線同士の調整を かかわらず、 は「十分な経営合理化努力を行っているにも これまでの独占禁止法は、都市間バス以外 の上昇も招かなかったことから、 複数事業者の共同経営を認める解釈が存 しかし八戸市の事例は、サービス 利便の増進と効率的なサービス提 輸送需要の減少により事業の継 今般の独占禁止法特例法 事業者同士の 価格(運 独占の

埼玉県飯能市(人口約8万人)では、市内の

月)では、 ず、市内を営業区域とするタクシー事業者の 吾野地区・東吾野地区を対象とした、公共交続がの 録を申請することが承認されたが、 議 それを受け、平成30年10月の地域公共交通会 域の「選択」を重視することが合意された(6)。 償運送等の多様な選択肢から地域の実情に合 迎バスの活用、さらには自家用有償運送、 バ スやタクシーの活用を基本とし、公共交通へ 移動手段の確保」と記載した。「既存の路線バ 成の取り組みイメージ」として、 配車の効率が低い地域でもあった。 営業所や待機所からも離れており、呼び出し 成30年12月に始まった。 通空白地有償運送「奥武蔵らくらく交通」が平 る「制約」を設けた。 0 わせて選択する」ことを基本方針として、 の影響を考慮した上で、乗合タクシーや貸切 同市の地域公共交通網形成計画 の沿線にあるが、乗合バスは運行されておら 輸送はタクシーなど既存の公共交通に委ね の輸送は地区発の輸送に限定し、 スの運行、 (で) の場で、公共交通空白地有償運送の登 両地区における「地域公共交通網形 スクールバスへの混乗や企業送 両地区は西武秩父線 「地域主体の (平成30年3 地区外発 両地区外 そこで、 無 地

縮することができ、双方の供給効率を担保しにより、車両の回送や待機に要する時間を圧式」の考え方を導入したことになるが、これへ般の法改正に位置付けられた「引き算方

れる。 して、 間を埋める取り組みだが、 隣接する日高市の医療機関を着地とする輸送 降を可能にすることで、移動手段の隙間を「輸 国際興業バス間野黒指線が運行されている 客を相乗りさせる試行が始まる。同地区には 月20日からは、 に対象が拡大することが承認されたほか、 を「使いこなす」視点が都市自治体には求めら を合理的に提供することができるか。 送資源の総動員」によってカバーしている。 が、日中に6時間の空白時間がある。その隙 が所有する自家用 (送迎) バス車両に、 た。また、本年6月に開催された協議会では、 地域公共交通政策で「何を」目指すのか、 その目標に近付けるために、移動手段 南高麗地区で市内の医療法人 バス停留所での乗 法制度

- は別に設置しても構わない。 構成員の要件を満たせば、地域公共交通会議と情成員の要件を満たせば、地域公共交通会議会1)同法施行時は「地域公共交通総合連携計画」とい
- ション検討会提言」図31(令和元年6月)より。2)国土交通省「地域交通フォローアップ・イノベー
- 4)平日の9~18時に八戸駅を発車する便が対象。割余りの減少、乗合バスも3割弱の減少である。ると、管内の鉄道の輸送人員は対前年同月比36、関東輸送動向概要―令和2年7月分―』によ3)国交省関東運輸局管内の輸送実績を取りまとめ
- 6)飯能市「飯能市地域公共交通網形成計画」(平成30係る相談について」(平成9年7月)。
- 名称である。7)同市では「地域公共交通対策協議会」という会議年3月)。



性に応じた地域公共交通網の構

常陸太田市長(茨城県)

大久保太一

はじめに

施設などの主要施設が集積している。県内で1番広い面積を有し、市の南部に商業至っており、南北に約40㎞、東西に約15㎞と成16年に1市1町2村が合併をして現在に成を大田市は、茨城県の北部に位置し、平

高齢化が進むものと推定される。4万8320人(令和2年4月1日現在)と高く、今後も人口減少、少子少が進み、高齢化率も37・2%(令和2年4分に)と減いる。

であった。 であった。 であった。 な特性を踏まえた地域公共交通の再編が課題 保に向けて、市民のライフステージや市の地 保に向けて、市民のライフステージや市の地 は特性を踏まえた地域公共交通の主な利用

地域公共交通の再編に向けて

シーのほか、市民バス (コミュニティバス)、本市の公共交通は、民間の路線バスやタク

医療機関への無料送迎バス (みどり号)、スクールバス、乗り合いタクシー、公共交通空クールバス、乗り合いタクシー、公共交通空白地有償運送といった多くの交通手段が市町白地有償運送といった多くの交通手段が市町の重複や、運行日・運行本数、運賃などのサービス水準が地域間において相違が生じており、運行ルートの改善、地域間でのサービス水準を統一する必要性があった。

により、 公共交通を地域公共交通「網」として構築し直 共交通活性化協議会」を設置し、 ことから、 総合的な公共交通ネットワークを形成するこ 略との一体性を確保し、 域公共交通の活性化及び再生に関する法律 の組み合わせなどの方向性が示された。この 本計画」および平成26年に一部改正された「地 れた「交通政策基本法」に基づく「交通政策基 この間、国においては、平成25年に制定さ 地域特性に応じた多様な交通サービス まちづくりや観光振興などの地域戦 本市では平成27年4月に「地域公 地域全体を見渡した 多様な地域

す「地域公共交通の再編」を進めることとした。

再編に向けた方向性

本市民のライフステージ別の移動手段は、本市民のライフステージ別の移動手段は、理転免許取得前の小中高校生は徒歩、自転車、家族などによる送迎や路線バスなどの地域公共交通を利用し、運転免許取得後は自家用車、高齢になると再び徒歩や家族などによる送迎、地域公共交通の利用といったように、ライフステージに応じて大きく変化してに、ライフステージに応じて大きく変化してに、ライフステージに応じて大きく変化しており、本市の公共交通利用の特徴として、利用者のほとんどが小中高校生および高齢者に限られている状況にあった。

にあった。
移動における公共交通の必要性が高い状況間部の地区から、南部の商業施設などへのとして、商業施設が乏しく高齢化が進む山として、商業施設が乏しく高齢化が進む山

し、市民の快適な外出が可能となるような地「常陸太田市地域公共交通網形成計画」を策定このような状況を踏まえ、平成28年3月に



みを開始することとした。 者を中心とする公共交通利用促進策の取り組域公共交通「網」の構築と、小中高校生と高齢

運行ルート、運賃などの見直し路線バスへの統合と

本市では、再編前、市内および周辺自治体を結ぶ路線バス、廃線となったバス路線の補完交通である市民バス(コミュニティバス)、小中学校の統合による通学手段としてのスクールバス、通院手段としてのみどり号が運行していたが、市民の利便性向上や費用の削減などの総合的な判断から、可能な限り路線バスに統合することとし、運行ルート・運行時間を見直すとともに、平日における運行頻時間を見直すとともに、平日における運行頻時間を見直すとともに、平日における運行頻時間を見直すとともに、平日における運行頻時間を見直すとともに、平日における運行頻時間を見直すとともに、平日における運行頻時間を見方が困難な一部のバスについては、運行頻度を拡充した乗り合いタクシーには、運行頻度を拡充した乗り合いタクシーにおけている。

(図1)行)の新設など、運行内容の見直しも行った。市街地循環線や観光広域路線(土日祝日運い物・通院対応を中心に変更するとともに、い物・通院対応を中心に変更するとともに、

独で遠距離通学費補助を交付することで無料ルバスを利用していた生徒に対しては、市単利用しやすい価格設定とした。また、スクー

図1 再編後の移動手段と運行頻度(再編前後の比較)

	分類		移動手段			運行頻度		運行日 新/総	新/継	迷 備考	
	刀炔	~平	成28年9月	\Rightarrow	平成28年10月~	~平成28年9月	\Rightarrow	平成28年10月~	建1」口	和/枢	1用号
			路線バス	\Rightarrow	路線バス	週5日	\Rightarrow	週5日	平日	継続	一部土日祝日運行
/				\Rightarrow	路線バス	_	\Rightarrow	週5日	平日	新規	
					市街地循環線	_	\Rightarrow	週2日	土日祝日	新規	観光路線 (常陸太田駅⇔西山荘⇔道の駅ひたちおおた)
	バス			\Rightarrow	路線バス 観光広域路線	_	\Rightarrow	週2日	土日祝日	新規	道の駅ひたちおおた⇔常陸太田駅⇔竜神大吊橋
	サー		市民バス	\Rightarrow	路線バス	週2日	\Rightarrow	週5日	平日	継続	$A \sim C, G \sim J \Box - Z$
	Ė			\Rightarrow	市民バス	週2日	\Rightarrow	週2日	平日	継続	D~Fコース
П	ス	광	金砂郷地区	\Rightarrow	乗り合いタクシー	週1日	\Rightarrow	週2日	水・金曜	継続	
		را ا	水府地区	\Rightarrow	路線バス	週1~2日	\Rightarrow	週5日	平日	継続	
		夸	里美地区	\Rightarrow	路線バス	週5~6日	\Rightarrow	週5日	平日	継続	
		スク-	ールバス	\Rightarrow	路線バス	週5日	\Rightarrow	週5日	平日	継続	機初小、誉田小
ドア・ツー・	14 14	夕乗	常陸太田地区	\Rightarrow	乗り合いタクシー	週1日	\Rightarrow	週1日	火曜	継続	
	アア	/ 7官	金砂郷地区	\Rightarrow	乗り合いタクシー	週1日	\Rightarrow	週2日	水・金曜	継続	
	1 ツ		水府地区	\Rightarrow	乗り合いタクシー	週1日	\Rightarrow	週1日	金曜	継続	
	ビース・		交通空白地 運送	\Rightarrow	公共交通空白地 有償運送	週7日	\Rightarrow	週7日	全日	継続	里美地区

図2 運賃体系の見直し

再編前のバス運賃

循環線は100円)に統一

分かりやすく

あった市内運賃を、

乗車距離別の3価格帯

(200円、

> 5 0 0

Ř

※市街地

じて上昇する170円から最大1690円で

の見直しも行った。

再編前は、

乗車距離に応

路線バスへの統合に当たっては、

運賃体系

1 34/10/13 - 2 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
乗車距離 バスの種類	約10km以內	約10km~約20km	約20km以上		
路線バス	170円~490円	500円~790円	800円以上 最大1,690円		
市民バス					
みどり号	無料				
スクールバス	無料				

再編後のバス運賃

200円 路線バス (市街地循環線: 300円 500円	1 3 1/1/10 12 - 5 7 7 7 7	 V	
100円)	路線バス	300円	500円

とした。(図2)

利用者負担軽減と利用促進施策

路線バスツアーなどの各種施策を継続して実
を活用した路線バス運賃の半額助成事業、
の負担軽減と利用促進の取り組みを開始し、利用者
の負担軽減と利用促進の取り組みを開始した。
また、各種公共交通の利用向上、路線バス
でいない方などのためのバスの乗り方教室、
ていない方などのためのバスの乗り方教室、
と期的に高頻度で公共交通を利用している
定期的に高頻度で公共交通を

施して いる。 図 3

再編後の利用状況と課題

少や少 用しやすくなるような公共交通システムの 39 .ケートの結果も「利用機会が増えた」が約 子化 成果が出 運賃に満足している」が約53%を占 直後は公共交通利用者が増加 少子化に伴う新たな小学校統合によ 転じており、 が進 た。 む中にお しか 高齢者などがさらに利 11 く 現在は、 利用者が徐々 人口減 再

地

市民 ピ

4月 域公共交通活性化協議会の設置 祉 スケジュ 0) 度の地域公共交通の再編に当たっては、 か ら 1 1 年半での運行実施と ル 0 交通、 いう短期 育 (平成27年 医 療 間

な る通学手段 と考えている い課題の ド感を持って進 解決に向 0) 確保など、 8 it T て、 対 かなけ これまで以上にス 応しなけ ればならな n ば け

行政などの関係機関・団体の協力をい

さいごに

福

0

図3 利用促進施策

公共交通マップの制作・配布

●市内全ての公共交通路線等を1冊に網羅した公共交 通マップを作成・配布

「配布先」

- 市内全戸
- ・乗継拠点施設(道の駅ひたちおおた・常陸太田駅)
- 観光施設
- 医療施設 など

(2) 乗り方教室の開催

●バスの乗り方(ICカードの使い方、整理券の取り方など)について、実際のバス車両を使用 して説明を実施







常陸太田地区 🏖

常陸太田市公共で

高齢者を中心に、実際に路線バスへの乗車・乗り継ぎなどを経験してもらい、路線バスの 便利さを実感することで、今後の利用促進を図る。







ころであるが、

第6次常陸

太田

市

総合計画に んできたと

を含めたさまざまな施策に取り組

市の最重点事項として、

地域公共交通の再編

などに対して、改めて感謝を申し上げたい

本市は、いち早く少子化・人口減少対策を

定めたまちの将来像

幸

せを感じ、

暮ら、

たいと思うまち

常陸太田

0)

実現に向け

さらなる施策などを推進していきたいと考え

自動運転走行実証実験(道の駅ひたちおおた)



合意形成を目的とした数多くの説明会の ただきながら作業を進 施 再編 に係る市民 $\widetilde{\mathcal{S}}$ 関係機関などと 市 民アン ケ 開 1 催 0) 0

実

ご理解、 検証も行った。 倉地区」 などを経て、実施に至ることができた。 駅ひたちおおた」や市の北部 また、再編後には、 土交通省) において、 ご協力をいただいた市民や関係機 に取 この ŋ 自動運転走行の実証実験 組み、 連の 市の南部に位置する 取り組みに対して、 新たな移動手段 (山間部) 0) 道

名古屋市のモビリティ政策

河村たかし

名古屋市長 (愛知県)



はじめに

通などを整備してきた。

現在、

市営バスは

下鉄の環状運転は日本初である。このように 公共交通の充実を図ってきた本市には、道路

6路線・営業キロ約95㎞と、ともに公営では 163系統・営業キロ約767㎞、地下鉄は

の重要性がこれまで以上に増すことになる。 時間で結ばれ、名古屋大都市圏の中枢として より東京・名古屋・大阪の3大都市圏が約1 幅に短縮される。そして大阪までの全線開業に 移動時間が現在の約100分から約40分へ大 新幹線が開業すると、品川駅から名古屋駅への や大阪へ向かう鉄道や幹線道路の結節点とし て東西の要衝となっている。また、リニア中央 名古屋市は日本のほぼ中央に位置し、東京

以上に公共交通の利便性や回遊性の向上が 対応や都市の魅力向上などのため、今まで 契機の一つとして捉え、交流人口増加への したがって、リニア中央新幹線の開業を



基幹バス



などの課題に対応するため、段階的に公共交

本市では、急激な人口増加や道路交通渋滞

名古屋の特徴的なモビリティ



ガイドウェイバス



幹バスやガイドウェイバスシステムといっ た、他都市にはない特徴的な交通システムも 交通渋滞の緩和などを期待して導入された基

性の向上が図られている。 行する中央走行方式を採用し、 あるバスシェルターで乗降することで、 道路中央部の着色された基幹バスレーンを走 用している。 べて停留所間隔を長くする急行運転方式を採 基幹バスは専用車線を有し、一般系統に比 現在2系統あるうちの1系統は 道路の中央に 定時

る。 時性・速達性に優れている。 道を連続して走行することができるため、 通システムの中間需要を担うシステムであ 方、ガイドウェイバスは路線バスと新交 路線バス車両に案内装置を取り付けるこ 道路が混雑する都心区間は高架専用軌 郊外部は一般道路を路線バスとして走

交通システムの導入や、 ことで交通課題に対応してきた。現在も、 ど、まちづくりと連携したモビリティ施策を の実現に向けた次期総合交通計画の策定な 心の回遊性の向上などを図る新たな路面公共 まちづくりと連携してモビリティを導入する このように、本市では地域の実情に応じ、 新たな総合交通体系 都

現状の取り組み

①新たな路面公共交通システム[SRT]

本市の特徴である豊かな道路空間に着目

ちづくり、を、「なごや新交通戦略推進プラン」 クトとして掲げた。 たな交流社会、まち、の創出を目指す、みちま (平成23年9月策定)のリーディングプロジェ 人が主役の、みち、へと転換することで新

な路面公共交通システムの導入を主要施策と

その中の「移動手段の多様化」では、

こうしたいきさつに基づき、本市では都心

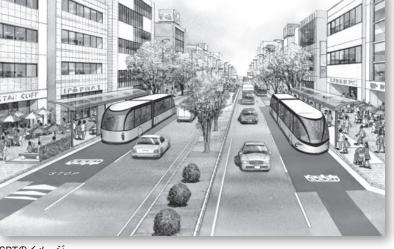
化し、「安心・安全な」「環境にやさしい」「賑 みを3本柱に据え一体的に進めていくことと への集中緩和」「移動手段の多様化」の取り組 では「道路空間の主役転換」「自動車の都心部 交通まちづくりプラン」(平成26年9月策定 わいのある」まちを創っていくため、 、みちまちづくり、を着実かつ計画的に具体 「なごや

端で魅力的なタイヤベースシステムの導入を

検討する方向性を提示した。

TやBRTの優れた点を併せ持ち、「わかり と移動できる環境を整えるべく、従来のLR 点へストレスなく、まちを見ながらゆっくり 定)において、まちへ訪れる人が魅力ある地 入に係る基本的な考え方」(平成29年3月策 るため、「新たな路面公共交通システムの導 における回遊性の向上やにぎわいの拡大を図

やすさ」「使いやすさ」「楽しさ」を備えた最先



SRTのイメージ

姿や効果を体感してもらい、

機運を醸成して

いくことが重要であると考えており、

進め、 性やにぎわいを生み出す、 り心地やスムーズな乗降、 定)において、「技術の先進性による快適な乗 を目指して(SRT構想)」(平成31年1月策 ステムの位置付けやコンセプトを示した。 目指すシステムの姿、まちづくりにおけるシ 面公共交通システムSRT」として、 い移動手段(Transit)である新たな路 面(Roadway)を走ることでまちの回遊 ンなどのスマート(Smart)さを備え、 その後、システムの具体化について検討を 「新たな路面公共交通システムの実現 洗練されたデザイ 今までにない新し 実現を

要幹線道路における検証走行や、 SRTの導入に向けては、本市都心部の主 市民にその

月11日に、SRTのコンセプトである「ゆとりのある車内空間」や「環境にやさしいエネルりのある車内空間」や「環境にやさしいエネルけった。これにより、車両の特性に応じた課題の洗い出しを行うとともに、市民をはじめ多くの方に走行する様子を見ていただくことができた。

今後も都心部のまちづくりと連携し、効果的な導入ができるよう整合を図りながら、とまざまな形で社会実験などを積み重ねつつ市民や関係者の理解を得ていき、リニア中央新幹線開業時には、SRTの導入効果を最大限に発揮できるよう取り組みを進めていきたい。

②新たな総合交通計画

少子高齢化などによる人口構造の変化、南海トラフ巨大地震や近年頻発しているゲリラ海トラフ巨大地震や近年頻発しているゲリラ ともに、交通分野においても、第20回アジアともに、交通分野においても、第20回アジアともに、交通分野においても、第20回アジアともに、交通分野においても、第20回アジアともに、交通分野においても、第20回アジアといった機会を捉えたさらなるまちの発展に向いった機会を捉えたさらなるまちの発展に向いて、取り組む必要がある。

移動手段の登場や、多様な移動手段および目リティ、シェアリングをはじめとした新たなさらに、昨今の自動運転やパーソナルモビ

する必要がある。の進展を見据えた交通の在り方について検討を国的に始まっていることから、先進的技術させ快適な移動を実現するMaaSの展開が的地におけるサービス・情報を総合的に連携

行っている。 実現に向け、新たな総合交通計画の検討をくりと連携した新たな時代の総合交通体系の以上を背景として、現在本市では、まちづ

計を進めている。 計を進めている。 計を進めている。 記の計画では、ICT、AI、自動運転技 で、住む人・働く人・訪れる人がより快適で 活発に移動できる「最先端モビリティ都市」の 活発に移動できる「最先端モビリティ都市」の 活発に移動できる「最先端モビリティ都市」の 活発に移動できる「最大端モビリティ都市」の 活発に移動でさる「最大端・ビリティ都市」の 活発に移動できる「最大端・ビリティ都市」の 活発に移動では、ICT、AI、自動運転技

についても考えていく必要がある。の生活を見据えたまちづくりや交通の在り方な影響をもたらしており、「ニューノーマル」な影響をもたらしており、「ニューノーマル」を影響をもたらしており、「ニューノーマル」の生活を見据えたまちづくりや交通の在り方の生活を見据えたまちづくりや交通の在り方のというという。

く・使いやすい交通」「安全・安心で環境にやた交通体系を示すことにより、「わかりやす既存の移動手段に加えて、先進的技術を含め、新たな総合交通計画の策定を行い、

り組んでいく。
に、持続可能な都市交通体系の形成に向け取に、持続可能な都市交通体系の形成に向け取交流を促進する交通」の実現を目指すとともさしい交通」「名古屋大都市圏の成長を支え、

終わりに

ざまなサービスを組み合わせたMaaSも ため、 国的に行われている。 の交通課題の解決につなげる取り組みが全 とって最適な移動環境を実現しつつ、地域 されている。このように、先進的技術を積 実証実験が行われ、 の公共交通とシェアサイクルといったさま せ最大限に活用することにより、 極的に導入し、多様な交通手段を組み合わ ている。さらに、公共交通の利便性向上 パ ーソナルモビリティの実証実験が行 近年、全国各地で自動運転やさまざまな 鉄道・バス・タクシーといった既存 一部地域では社会実装 利用者に

ど、さまざまな課題もある。の通行空間に関する整備・調整、関係する交の通行空間に関する整備・調整、関係する交の通行空間に関する整備・調整、関係する交

通課題の解決に取り組んでいきたい。つつ、先進的技術を活用することにより、交の実現に向け、国や全国各地の動向を注視しの実現に向け、国や全国各地の動向を注視し

新たな公共交通「さいかいスマイルワゴン」 5 市民の生活の足を確保するために~

西海市長(長崎県) 杉澤泰彦

はじめに

を有するまちである。 西海市は人口約2万7000人、長崎県の西海市は人口約2万7000人、長崎県の西海市は人口約2万7000人、長崎県の

基幹産業は農業・水産業で、多種多様な農三方を海に囲まれている。 へいちな地形で、山がちな地形で、山がちな地形で、大阪市の面積は241・50 ㎡と、大阪市の

水産物が採れるが、中でも、みかん、トマト、水産物が採れるが、中でも、みかん、トマト、水産物が採れるが、中でも、みかん、トマト、水産物が採れるが、中でも、みかん、トマト、水産物が採れるが、中でも、みかん、トマト、たっている(株)大島造船所、国内初の海外炭専焼ている(株)大島造船所、国内初の海外炭専焼に取り組んだ電源開発(株)松島火力発電所、「五島灘の塩」で知られるダイヤソルト(株)など、日本有数の事業所が所在する点も本市のど、日本有数の事業所が所在する点も本市のと、日本有数の事業所が所在する点も本市のと、日本有数の事業所が所在する点も本市のと、日本有数の事業所が所在する点も本市のと、日本有数の事業所が所在する点も本市のと、日本有数の事業所が所在する点も本市のといる。

の足の役割を担ってきた。バスが唯一の陸上公共交通機関として、市民通っていない本市では、これまで、民間路線通の公共交通についてであるが、鉄道が

にとって厳しい状況が続いていた。市域が広く、集落が点在しているため、自家用車が生活必需品である本市では、車の運転ができない中高生や高齢者が路線バス利用をいてあったが、人口減少の影響により、強退が進み、移動手段を持たない交通弱者線撤退が進み、移動手段を持たない交通弱者をはいているため、自

市長選に際して市内各地を訪問する中、「買い物や通院の足がなく困っている」、「市内の公共交通を何とかしてほしい」という、多くの公共交通を何とかしてほしい」という、多くのい物や通院の足がなく困っている」、「市内のい物や通院の足がなく困っている」、「市内のい物や通院の足がなく困っている」、「市内のい物や通院の足がなく困っている」、「買

導入に至るまで「さいかいスマイルワゴン」

市長就任後、最初に取り組んだのは、西海

討である。 市にどのような運行手法が適しているかの検

東載機へ配信していることに驚かされた。 車載機へ配信していることに驚かされた。 車載機へ配信していることに驚かされた。 車載機へ配信していることに驚かされた。

きであると感じた。

豊田面では、オペレーターの人件費、予約要用面では、オペレーターの人件費、予約

同じく平成29年度には公共交通に関する市

表1 運行開始までの流れ

年	月	取り組み内容など			
	5	市長就任			
平	6	ニーズ調査などの補正予算計上			
平 成 29	8 先進地視察(津山市・安芸高田市)実施				
	9	市民アンケート実施			
	4	交通政策の専門部署「情報交通課」を新設			
平 成 30	5	~8月にかけて予約システム、ドア・ツー・ドア運行などの先進地視察(3市3町)実施			
30	11	車両4台入札/予約システムプロポーザル実施/愛称公募			
_	2	老人クラブ連合会などへの説明会開始(約50カ所)			
平 成 31	3	条例制定/予約センター設置/オペレーター配置/市内タクシー4社に 運行を委託			
	4	「さいかいスマイルワゴン」運行開始			
備考 議会全員協議会、市地域公共交通会議など適宜開催					

表2 運行概要

運行エリア	市内全域を四つのエリアに区分
運行主体	市内四つのタクシー事業者
運行形態	予約制、ドア・ツー・ドア
運行日	平日(土日、祝日、年末年始(12/31 ~ 1/3)は運休)
運行便数および運行時間	8便(8時台~ 16時台(12時台はなし))
運賃	1回300円(小学生150円、未就学児無料(保護者同伴))
運行車両	10人乗りワゴン(各エリアに1台の合計4台)
予約センター	オペレーター(3人)
乗り継ぎ場所	4カ所(乗り継ぐ場合のみ)
その他	事前登録制(市外者も登録可能)

実証運行を開始することができた。 ティ交通である「さいかいスマイルワゴン」の

運行概要

方から、

通院や買い物への支援を求める多く 中でも車を運転できない高齢者の

の市民の声に触れ、

改めてその必要性を実感

策班を新設し所管させた。

平成30年4月1日付で情

報交通課交通政

そして目標通り市長就任

から2年を待た

工

IJ

アに分割

まで送れるよう四 以内に乗客を目的地

平成31年4月1日から新しいコミュニ

移 0

動

はエリア内に限

事業化を早急に進めるため組織改革を行

め

長くても1時間

機関の ができた。

利用状況や改善ニーズを把握すること

民アンケートを実施し、

その結果、

公共交通

運 行区域は、 市域 が 約230 km² と広い

た

までの流れは表1の通りである。 運行開始

ることとした。

ため、 ニティも守られる。 て済み、 こうすることで、 医療機関や商業施設など地域のコミュ また、 移動は各エリア内に限られる 乗車による負担も少なく

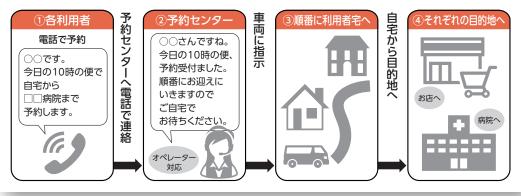
また、「さいかいスマイルワゴン」の1番の 特徴は、バス停まで行く必要が

なく、 ら行きたい場所まで行くことが のとなっている。 できるドア・ツー・ドアでの運 た買い物客が利用しやす ある高齢者や重い荷物を持 行を行っているところである。 これにより、 自宅などの乗車場所 足腰に不安 かも

シー事業者とすることで、 口 運行主体は市内四つの 賃についてはバス、 [乗車300円とした。 の初乗り運賃の間を取 タ 夕

シリ 通りである。 約をスムーズに行う観点か 運 にオペレーターを配置して クシー利用者の減少に配慮し、 も利 内に設置した予約センター 前登録制を採用し、 予約受付については、 $\widehat{\mathbb{Z}}$ また、 1 用 できることとしてい 利用者の把握と予 運行概要は表2の 市民以 市 役

図1 さいかいスマイルワゴン予約の流れ



DECEMBER 2020 市政

さいかいスマイルワゴンの1日平均利用者数の推移

28

45

40 35

30

25 20

15

運行実績

利用者数の推移は、図2の通りである。 ⁻さいかいスマイルワゴン」運行当初からの

年9月には1日平均40人と過去最高の利用 ルス感染症の影響を受けながらも、 高まり利用者が増え始め、 均で15人の利用であったが、 運行開始当初の平成31年4月は、 新型コロナウイ 徐々に評判も **令和** 2 1 日 平

は、 令和2年8月に実施した市民意識調査で 公共交通の充実の満足度が、 平成26年度

40

令和2年7月 令和2年9月

ポイント上昇している。 調査時点の23・6%から38・3%へと、 14

課題

(V

とや、 少ない。 設けることとした。しかし乗り継ぎ時に待ち 時間が発生することなどから実際の利用者は ア内のみの運行は変更せず、乗り継ぎ場所を アを越える運行は運行時間がかかり過ぎるこ 述べたように面積が広い本市にとって、 してほしい」との声が多く寄せられた。 などの利用者から、「エリアを越えて運行 別のエリアにある大型スーパーを利用した 地域コミュニティを守る観点からエリ 先に エリ

バス・タクシーの利用にも影響し、 シーとの共存である。「さいかいスマイルワゴ の減便や路線廃止の恐れがある。 ン」の利用者が今後急激に増加していくと、 もう一つの課題が、 路線バスおよびタク 路線バス

えている。 つながるため、 上する見直しは本市の公共交通の共倒れにも エリア越えも同じだが、安易に利便性を向 慎重な判断が必要であると考

平成31年4月 令和元年7月 令和元年10月 令和2年1月 令和2年4月

まとめ

25

行開始できたことについて、 ティ交通の導入が、検討開始から2年弱で運 市民の想い、でもあった新しいコミュ 各交通事業者を

· はじめ関係者の皆さまにお礼を申し上げたい。 のような方々の受け皿となり得る「さいか 免許証の自主返納者も年々増えているが、 近年高齢者の交通事故が増加する中、

スマイルワゴン」が果たす役割は大きい。

がら、将来にわたって市民に親しまれるよう 格運行に向けてさまざまなニーズに対応しな ていかなければならないと考えている。 組みと、他の公共交通機関との共存を構築し とどまらず、、市民の足、として利用できる仕 な公共交通になることを目指していきたい からはある程度の評価を得ている。今後、 現在は、実証運行の段階ではあるが、 「さいかいスマイルワゴン」を高齢者だけに 市民 本



さいかいスマイルワゴン